

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月28日

【会社名】 データセクション株式会社

【英訳名】 Datasection Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 澤 博史

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷 2 丁目17番 2 号

【電話番号】 03 - 6427 - 2565

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 望月 俊男

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷 2 丁目17番 2 号

【電話番号】 03 - 6427 - 2565

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 望月 俊男

【縦覧に供する場所】 データセクション株式会社
(東京都渋谷区渋谷 2 丁目17番 2 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は平成27年9月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び監査役及び従業員に対し、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）銘柄

データセクション株式会社 第11回新株予約権

（2）発行数

本新株予約権3,510個（本新株予約権1個につき普通株式100株）

ただし、これは割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときには、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

（3）発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価額は、2円とする。なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所における当社終値513円/株、株価変動性78.82%、配当利回り0.00%、無リスク利率0.331%や、本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額513円/株、満期までの期間10年、業績条件）に基づいて、第三者評価機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、その価格を下回ることのないよう当社において検討した結果、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。

（4）発行価額の総額

180,070,020円

（5）新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当手を含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（6）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、1株あたりの払込金額に、前記（1）に定める新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。なお、発行当初の100株あたり払込金額は、金2円とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割または株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株あたりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

当社が合併または会社分割を行う場合等、1株あたりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる）。

(7) 新株予約権の行使期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで。

(8) 新株予約権行使の条件

当社は新株予約権の権利行使の条件として、当社の目標である市場一部指定の形式要件を考慮した目標を設定している。新株予約権者は、平成28年3月期から平成32年3月期の5連結会計年度にかかる連結損益計算書における営業利益の2期連続の累計額が500百万円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については原則禁止とする。

ただし、特段の事情がある場合、取締役会の承認により、新株予約権を譲渡により取得することができる。

(11) 新株予約権の取得勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という。）の人数およびその内訳

当社取締役	3名	3,400個
当社監査役	3名	60個
当社従業員	2名	50個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と本新株予約権の割り当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(14) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を

要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権が権利行使をする前に、上記(8)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(15) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(a) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(b) 各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後付与株式数」という。)とする。

(c) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

(d) 新株予約権の行使可能期間

上記に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

(e) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(8)及び(14)に準じて決定する。

(f) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(16) 端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(17) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(18) 新株予約権の割当日

平成27年10月13日

(19) 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの期日

平成27年10月14日